

原 発 本 第 106 号

平成 30 年 6 月 26 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 殿

九州電力株式会社

代表取締役社長

瓜生 道博

玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 22 年 2 月 8 日に玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請①」という。）並びに平成 29 年 12 月 20 日に玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請②」という。）しておりますが、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請することと致しました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請①と既申請②及び後申請が重複することになりますが、当社としましては、既申請①案件は新規制基準を踏まえた補正を準備中であり、既申請②案件及び後申請案件を既申請①案件より優先して審査していただきますようお願いいたします。

なお、既申請①案件につきましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、新規制基準を踏まえた補正を実施した後は、審査を受ける優先度を付けず審査していただきますようお願いいたします。

また、既申請②案件と後申請案件が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請②案件及び後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査していただきますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、他方の申請に対する補正を実施する予定です。

**【既申請①案件】**

1. 申請書名：玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書  
(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成22年2月8日 (原発本第326号)  
(平成22年11月24日付け原発本第184号で一部補正)
3. 変更の理由：
  - (1) 3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。
  - (2) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用とする。
  - (3) 4号炉の使用済燃料貯蔵設備(一部1号、2号及び4号炉共用、既設)を1号炉、2号炉及び4号炉共用とする。
  - (4) 蒸気発生器保管庫(1号及び2号炉共用、既設)を1号炉、2号炉及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。

**【既申請②案件】**

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成29年12月20日 (原発本第253号)
3. 変更の理由：3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設を設置する。

**【後申請案件】**

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年6月26日 (原発本第105号)
3. 変更の理由：

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、以下のとおり変更する。

  - (1) 3号炉及び4号炉における地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。
  - (2) 3号炉及び4号炉における「内部溢水による管理区域外への漏えいの防止」に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。